会長の時間　　令和５年４月２４日第２０８６回例会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　田中和俊

　イマジンロータリー！今週も相続財産のお話です。先週は相続手続きについてお話しました。今週は相続人間でもめそうな場合はどうするかお話します。

　本当に相続でもめそうな場合はどうするか。生前に贈与で名義を変えておいてもいいのですが、生前贈与の持ち戻しと言って３年以内にされたものは、相続財産に含めますよということになります。相続時精算課税で行った贈与は３年以内にしたものでなくても全額持ち戻しになりますし、相続税や特別受益などの場合には考慮されることになりますので注意が必要です。

　ではどうしたら良いか。まず考えられるのが公正証書遺言だと思います。公証役場で公証人に作成してもらう遺言です。一般的な遺言では他に自筆証書遺言というのがありますが、これは形式にのっとっていないと無効になること、内容が間違えていると使えない場合があることが難点です。しかも家庭裁判所で検認手続きを取らないといけないこともけっこうな負担です。検認手続きでは、亡くなった方の生まれてから亡くなるまでの戸籍・除籍・改正原戸籍等及び相続人全員の戸籍謄本を提出します。検認手続きでは相続人全員に通知が行きますので、内容に不満のある相続人から遺言の成立そのものを争われる可能性もあります。最近できた制度として法務局で自筆証書遺言を預かる制度もありますが、検認は必要ではなくなるものの、内容については法務局も何も言いませんので、結果的に使えない遺言だったという可能性もあります。その点、公正証書遺言は公証人が確認していますから内容は間違いないですし、検認も必要ありません。公正証書遺言では、通常「遺言執行者」というその人単独で手続きできる人を決めておくので、相続発生後スムーズに手続きができます。但し、遺言執行者は遺言内容を相続人全員に通知する義務があるので、そこを怠ると問題になるかもしれません。遺言はとてもいい制度なのですが、遺留分と言って、財産をもらえなくなった相続人にも本来もらえるはずの相続分の半分は権利があるので、その権利を請求される場合があります。ですから遺留分を考慮して遺言を作成するなり何らかの対策をうっておく必要があります。

　一番もめる家庭は、ごく普通のご家庭が多い気がします。実家しか財産はないが、その実家をどうするかでもめている印象です。遺言の作成にも立ち会う機会がありますが、半分くらいのケースは遺言の作成する必要が本当にあるのかなと思う方もいらっしゃいます。子供たちは今は仲が良いが念のためという感じでしょうか。

　会員のみなさんは問題のない方ばかりかと思いますし、どちらかというと相続税や事業承継が心配な方ばかりだと思います。すでに対策済みかとは思いますが、財産はどういう形でも移動があると必ず税金が発生します。買えば不動産取得税、もらえば贈与税、登記もするから登録免許税、持ってるだけで固定資産税、売れば譲渡所得、貸せば賃料から所得税です。当クラブには優秀な弁護士や税理士がいらっしゃいますので、ご不安な方はどうぞご相談されてください。